ロ）インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

| インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル） | インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額（単位：円） |
|---|---|
| 100以下の場合 | L R＋L'nR'n＋150 |
| 100を超え、200以下の場合 | $(0.75+\frac{25}{L+L'n})$（L R＋L'nR'n）＋150 |
| 200を超える場合 | $(0.7+\frac{35}{L+L'n})$（L R＋L'nR'n）＋150 |

㈱　この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'n　：大都市近郊区間（ｎ１）及び関越特別区間（ｎ２）のキロ程（単位：キロメートル）

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n　：大都市近郊区間（ｎ１）及び関越特別区間（ｎ２）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ）消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ）に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。）を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ）料金算出方法の特例

A　ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ）からハ）及びホ）Aに定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用１回に対して課する料金の額については、㈡ロ）の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B　道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からニ）A及びホ）Aに定める方法により算出した額とホ）Bに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C　山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からハ）及びホ）Aに定める方法により算出した額とホ）C㈠に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ホ）料金の額の特例

A　別表４の㈠に掲げるインターチェンジ相互間（別表４の㈡に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ）からハ）の規定にかかわらず、別表４の㈡に掲げる額（単位：円）に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の１キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B　道東自動車道の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、㈡及び㈥イ）からニ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

| 料金の徴収区間 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|---|---|---|---|---|---|
| 十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで | 476.191 | 571.429 | 619.048 | 761.905 | 1,285.715 |
| 十勝清水インターチェンジから帯広ジャンクションまで | 476.191 | 571.429 | 619.048 | 761.905 | 1,285.715 |
| 十勝清水インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで | 476.191 | 571.429 | 619.048 | 761.905 | 1,285.715 |
| 十勝清水インターチェンジから池田インターチェンジまで | 904.762 | 1,047.620 | 1,190.477 | 1,523.810 | 2,523.810 |
| 十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで | 1,333.334 | 1,619.048 | 1,952.381 | 2,619.048 | 4,238.096 |
| 十勝清水インターチェンジから足寄インターチェンジまで | 1,333.334 | 1,619.048 | 1,952.381 | 2,619.048 | 4,238.096 |
| 芽室インターチェンジから帯広ジャンクションまで | 238.096 | 238.096 | 238.096 | 285.715 | 380.953 |
| 芽室インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで | 380.953 | 428.572 | 428.572 | 571.429 | 904.762 |
| 芽室インターチェンジから池田インターチェンジまで | 809.524 | 904.762 | 1,000.000 | 1,333.334 | 2,142.858 |
| 芽室インターチェンジから本別インターチェンジまで | 1,238.096 | 1,476.191 | 1,761.905 | 2,428.572 | 3,857.143 |
| 芽室インターチェンジから足寄インターチェンジまで | 1,238.096 | 1,476.191 | 1,761.905 | 2,428.572 | 3,857.143 |
| 帯広ジャンクションから音更帯広インターチェンジまで | 238.096 | 238.096 | 238.096 | 285.715 | 380.953 |